

平成 28 年 1 月から マイナンバーの利用が始まりました

平成 28 年 1 月から、マイナンバー(個人番号)の利用開始に伴い、次のような手続きでマイナンバーの記載が必要です。

■マイナンバーの提示と本人確認が必要になる主な手続き

- ・税減免申請書
- ・国民健康保険や後期高齢者医療の加入・脱退・資格変更などの異動届
- ・障がい福祉サービス(介護給付・訓練等給付)支給申請書
- ・戦没者遺族等特別弔慰金の請求
- ・介護保険の要介護認定等申請書
- ・児童手当、(特別)児童扶養手当関係
- ・子どものための教育・保育給付に関する認定申請書
- ・母子健康手帳の交付(妊娠届出書)、養育医療の支給申請
- ・町営住宅の入居申請、収入申告書

マイナンバーの記載にあたっては、なりすまし防止等の趣旨から、以下の書類の提示が必要となります。

①番号確認書類(いずれか一つ)

マイナンバー(個人番号)カード・通知カード・マイナンバーが記載された住民票の写し等

②身元確認書類…※①の番号確認書類で、マイナンバー(個人番号)カードを利用される場合は不要です。

●いずれか1点で確認可能なもの

運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳(写真付)・在留カード・特別永住者証明書・(写真付)住基カード 等

●いずれか2点で確認可能なもの

公的医療保険証・年金手帳(証書)・(特別)児童扶養手当証書・生活保護受給者証・母子健康手帳・恩給証書・(写真なし)住基カード・納税証明書・印鑑登録証明書・(マイナンバーが記載されていない)住民票・戸籍の附票・鞍手町が本人に発行した通知書等(氏名及び住所又は生年月日の記載あり)・官公署が本人に発行した通知書等(氏名及び住所又は生年月日の記載あり) 等

※上記書類をお持ちでない方はご相談ください。

ご本人が来庁されず、代理人の方が手続きされる場合は、以下の書類が必要です。

①代理権を証する書類

②申請者ご本人の番号確認書類(写しでも構いません)

※番号確認書類の具体例は上欄をご参照ください。

③代理人(来庁される方)の身元確認書類

※身元確認書類の具体例は上欄をご参照ください。

※マイナンバー及びご本人確認にご理解ご協力をお願いいたします。また、上記の手続き以外にもマイナンバーが必要になる場合があります。詳しくは各担当窓口でお尋ねください。